

淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

はじめに

滋賀県は、県土の中心に約 400 万年の歴史を持つ琵琶湖を有しており、私たちは、琵琶湖の恵みを享受し、時には、脅威にさらされ、琵琶湖の水位を巡り淀川下流地域ともしばしば利害が対立する中で、県民も行政も懸命な水への取り組みを行ってきました。

こうした中で、昭和 47 年度から平成 8 年度まで行われた琵琶湖総合開発事業は、治水・利水・保全を柱とし、本県の長年の悲願であった洪水対策や地域整備と同時に、下流の水需要に応える水資源開発を併せて行い、近畿圏の発展に大きく貢献することとなりました。

このような経過を踏まえ、現在本県では、近畿圏の社会経済活動を支える貴重な水資源であるだけでなく、生物の生育生息空間として重要な役割を果たしている琵琶湖を、健全な姿で次世代に引き継ぐべく、「琵琶湖とひととの共生」を基本理念とした「マザーレイク 21 計画」を策定し、住民・事業者、研究者、NPO、行政など、あらゆる関係者とのパートナーシップのもと、様々な施策を展開しているところです。

また、一級河川指定区間における河川整備計画策定の取り組みとして、住民・学識経験者等の参加を得て、「淡海の川づくり」を進めております。

さらに、国際湖沼環境委員会への参画や世界湖沼会議の提唱・開催など、琵琶湖をはじめ世界の湖沼の保全に向けた調査研究や情報交流にも努めております。

こうした滋賀の取り組みは、琵琶湖の恵みをより適切に享受し、また保全したいと願う滋賀県民の深い理解と協力に支えられたものであります。

こうした中で、淀川水系流域委員会において、淀川水系のあるべき姿について、熱心な議論が行われ、このたび、中間とりまとめとしてまとめられましたことに深く敬意を表するところですが、今後のご検討にあたりましては、さらに、このような歴史的経緯や、琵琶湖をはじめとする流域に対する滋賀県民の深いかかわりを十分ご理解いただき、ご議論を重ねていただきたく存じます。

ついては、琵琶湖や河川について行政としての責任を果たすべく着実な取り組みを進めてきました本県の立場から特段の意見を申し述べますので、今後の検討に当たり、十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

治水について

滋賀県では、年超過確率 1/10(時間雨量 50mm 対応)以下の未改修河川が、51%を占めており、これまで年超過確率 1/10 の確保を当面の目標とした暫定的な改修計画により治水事業を進めております。しかし、これを達成するにも、なお長期を要し、滋賀県としては、当面の目標の確保を最優先に行う方針です。

なお、治水安全度を上げずに、破堤回避対策を優先して溢水を許容すべきという考え方については、浸水頻度に対する地元の合意形成、浸水した場合の責任と補償等、十分な議論が必要です。

県は、当面の目標とするレベルの洪水流量に対して、安全度を高めるこれまでの方法を優先し、並行して目標流量を超えるものに対しては、水防活動等の対策(啓発・情報提供)により対応する考えです。

治水については、だれのために、だれが、どこに、どの程度、浸水を許容させるのかといった受益・責任・補償等に関する議論を行い、その実現性についてよく吟味する必要があります。現時点では、こうした議論が行われておらず、提案として、とりまとめる段階にはないと考えます。

中間とりまとめの対象箇所

4-2 琵琶湖へ注ぐ川について

(3)治水に関する理念の転換を考慮した計画とすること <琵琶部 -1-14 下から 2 行目>

従来は、目標とする洪水流量に対して無害とすることだけを目指し、高い堤防を作ったりしたために、破堤時の危険性を却って大きくしてきた。今後は、壊滅的被害の回避を優先し、破堤回避対策を最優先に行ない、状況によってはある程度の溢水を想定するやりかたに変えるべきである。

関連記述箇所 <委員会 -9 下から 13 行目>

利水について

- ・ 水需要が大きく変化していることをふまえることや、循環型社会の形成を目指してそれぞれの水利用者が節水に務めることは、当然必要であると考えます。
- ・ しかし、水需要そのものの管理を行うことについては、具体的な施策のあり方を含めて、検討する必要があると考えます。
- ・ まず、水需要を考えるうえで、「節水に務める」ということをどう評価するかについては、十分な議論が必要です。
水需給計画を想定するうえで、節水の結果としての実績値を踏まえた計画はたてられますが、節水努力による効果を具体的な数値目標として行政計画に組み込むことは、困難であると考えます。
水需給計画を議論するにあたっては、節水に関してどのような具体的施策を展開し、何を、どこまで数値目標として科学的に設定していけるのかなどを、まず議論すべきと考えます。
- ・ また、現在の水供給計画は、一般に10年に一度の渇水に対し、安全になるよう水資源開発を進めています。これは、想定されるあらゆる渇水に対応することは困難であり、これより頻度の少ない確率の渇水に対しては、受容することを前提としています。
新たな概念として、「渇水のある程度受容する」仕組みを作るのであれば、具体的な目標として、どのような頻度でどの程度の渇水を受容することなのでしょうか。
また、これは、従前の水供給における安全度の考え方と、どのように異なるのでしょうか。
- ・ 琵琶湖流域における水利用のあり方の見直しを行うことが述べられていますが、県内のほとんどの水が琵琶湖へ流入するという特性を有していること、古くから琵琶湖や流入河川を重要な水源として利用していること、こうしたことから、県を挙げてさまざまな琵琶湖の水を守る取り組みを行ってきたことなど、滋賀の水利用のありようを十分踏まえた取り扱いが必要であると考えます。

治水+利水について

- ・ ある程度の洪水や渇水を許容することで、これまでの施策目標を大きく変更することになるのであれば、生命と財産を守ることに関わる行政施策のこれまでの方針の大きな転換であり、これにより直接影響を受ける住民はもちろん、社会全体への影響は非常に大きいと考えられます。
こうした大きな施策方針の転換について、その実現可能性を科学的に議論するとともに、広く利害関係者を含めた社会的な合意形成が必要と考えます。

3-1 価値観の転換

(2) 流域全体での水需要管理へ < 琵琶部 -1-8 下から9行目 >

「使いたいだけ使える量を供給する」「渇水は絶対に避ける」ことを前提に、需要側からの要請に応じ、積み上げ方式に基づいて行われてきたこれまでの水資源開発から、利用できる水は有限であることを認識し、節水行動を進め、渇水のある程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へ転換する。

琵琶湖とそれに注ぐ川は、下流地域に対する重要な水源であり、流域全体の水需給の中心を占めている。したがって今後は、下流の要望に応える水源としてだけでなく、琵琶湖流域における水利用のありかたの見直しを行い、水の配分のあり方、水を大切にする生活様式など、水とのかかわりかたを提言・誘導し、淀川下流等の住民とともに新しい水需要のシステムを構築する。

ダム・貯水池計画について

- 河川の治水・利水計画では、流域の地理、地形、気象条件等をふまえ、数値根拠等に基づき、治水・利水・環境などの視点から、総合的に施策の確実性について判断しています。
したがって、ダムを含め、さまざまな施策のメリット・デメリットについて十分議論し、これに基づき、行政の責任のもとで事業を推進しているところです。
- 森林の役割については、日本学術会議の答申（「地球環境・人間生活にかかわる農業および森林の多面的な機能の評価について」平成13年11月）によれば、「森林による洪水緩和機能、水資源貯留機能はある程度評価できるものの、渇水時には却って流況を悪化させ、また大洪水においては顕著な効果は期待できない」とまとめられています。
なお、「現行の治水・利水計画は、あくまで森林の存在を前提にしており、森林とダムの両方の機能が相まって初めて目標とする治水利水機能が確保される」とまとめられています。
- したがって、これらについて、ダムに代わる十分な検討が行われ、ダムに代わる現実かつ確実な代替策が見いだせない限り、「ダムに頼らない」との結論は、導かれないと考えます。
- 中間とりまとめでは、計画・建設中のダム・貯水池については、見直しを行うこととされていますが、個別ダムをめぐるこれまでの長い経過の中で、特にダムを設置する地元に対して、行政が説明を行い、地元が合意し協力してきた経緯があります。
このように行政が説明してきた一連の内容について、少なからぬ行政責任が既に生じています。
ダムの是非についての見直し議論を行うにおいても、当然このような行政責任が将来にわたって継続されることを念頭に置くべきであり、十分な検討もなく安易に見直し議論を行うことについて、地元は不信・不安・不満を抱いており、こうしたことは厳に慎むべきと考えます。
したがって、法定計画である河川整備計画の議論を行うにあたって、このことをふまえ、地元と十分議論ができる仕組みが必要であると考えます。

4-2 ダム・貯水池計画について

(2) 本来の川が持つ機能や環境に回帰できる計画とすること < 琵琶部 -1-14 下から6行目 >

良質な水源の確保のために、高品質の水源涵養林を育成し、良質な農業生態系を確保し、ダムに頼らないなど、総合的な水源確保のための施策を、関係省庁や自治体とも協議・連携すべきである。

4-3 ダム・貯水池計画について < 琵琶部 -1-15 下から16行目 >

ダムは、川の持つ上下流の連続性を大きく損なうものであり、またいったん建設されると、その環境等への影響は極めて大きくかつ不可逆的で、短期にそれを解消することは不可能である。そのため、既存のダム・貯水池についてあらためて検討するとともに、計画・建設中のダム・貯水池については以下の事項を十分考慮し、見直しを行うこと。

(1) 流域における適正な水需要に基づく計画であること。 < 琵琶部 -1-16 2行目 >

社会情勢の変化に伴って、治水・環境保全等の機能を大きく持たせることを含め、すでに存在するダム・貯水池等の目的を変更したり、現存する、或いは計画中のもの見直しについても積極的に検討することが必要である。

水位管理について

- 琵琶湖流域住民は、古来より、琵琶湖の恵みをうける一方、洪水の脅威と戦うべく、江戸時代から、瀬田川の開削が行われ、洪水時の琵琶湖の水位低下を図ってきました。

それでも、明治 38 年の南郷洗堰建設までの琵琶湖は、比較的自然のまま水位が変動しており、その結果、明治 29 年には洪水により県下一円で死者 29 人、家屋全半壊 7,387 戸という大きな災害を被っております。

南郷洗堰の建設によって、琵琶湖の氾濫や淀川の洪水を防ぐために治水容量が確保され、水位操作が行われるようになりました。

その後、さらに、利水の必要性からの水位操作も行われるようになりました。

- 琵琶湖の水位管理の検討は、これまでの治水・利水上の必要性、これに起因した水位をめぐる上下流の歴史的経過を十分踏まえたうえで、治水、利水、環境の 3 つの観点から行われるべきと考えます。

また、環境面について議論する場合には、目標とするべき自然環境とは何かについて明確にし、水位操作とこれらの因果関係を明らかにすべきと考えます。

なお、水位管理による影響については、自然環境を含め、幅広く検討を行う必要があると考えます。

4-1 琵琶湖の水位管理について <琵琶部 -1-12 3行目>

天然湖である琵琶湖とダムとして機能させる琵琶湖とのあいだには、大きい矛盾がある。琵琶湖の水位管理においては、その矛盾を踏まえ、自然の季節的変化が基本になるようにし、他の目的のための変更は必要最低限に止めるよう、留意すべきである。

そのため、人および社会が古来よりいかに琵琶湖とかかわってきたのか、また、それが環境に対していかなる影響を及ぼしてきたのかを深く検討し、新たな水位操作を行わなければならない。

(1) 現状の水位管理の役割・影響について検討すること

現状の水位管理による多面的な影響を検討するため、「洗堰の存在しない状態であればどうか」、「琵琶湖総合開発事業の直前の状態ではどうか」、「現状で洗堰を全開し、まったく操作しなかった場合にはどうか」などについて、水位変動・流出流量などを推定し、治水・利水・利用・環境について現状との違いを先ず示す必要がある。

また、従来の水位管理の目的であった治水・利水面においても、その前提を含め、現状を見直さなければならない。

計画策定の考え方（琵琶湖総合）

計画策定はあくまで治水・利水・環境を総合的に評価し、行われるべきです。また計画は当然その時々々の社会情勢・河川状況等を踏まえて策定されるものであり、今後の計画は、現状を基準点として考えるべきものです。

個々の数値の目標値を過去に求めることはあるかもしれませんが、今後の理想的な姿が琵琶湖総合開発以前であるとする考えは、琵琶湖総合開発の果たした役割を全く無視することになります。

琵琶湖総合開発事業がもたらした効果を、その後明らかになった負の影響も含めて評価したうえで、今後の計画のあり方を議論すべきです。

3-1 価値観の転換

(4) 総合的判断に基づき、長期的な影響や目的を考えた、柔軟な水系づくりへ

<琵琶湖部 -1-9 上から17行目>

洪水や渇水など非常時を中心対象とした計画づくり方式から、平常時の川や湖の機能を活かし、自然と人の歴史を考えた長期的・総体的な目標を設定する方式に転換する。

3-2 整備にあたっての視点

(1) 琵琶湖とそれに注ぐ川の重要性・特殊性の認識 <琵琶湖部 -1-10 下から5行目>

現状だけでなく琵琶湖総合開発前、高度成長期以前を基準とすること

もし現時点における国内外の環境に関する意識の上に立ち、現河川法や環境基本法をもとにして琵琶湖総合開発事業が計画され、実行されたのであれば、それは環境と文化に大きく配慮したもとなっていたことが確実であり、琵琶湖とその周辺の姿は、現在見られる状況とは大きく異なっていたことに疑いはない。

したがって、琵琶湖とその周辺の水系の今後の理想的な姿を考えるにあたっては、少なくとも開発計画の出発時点が、あるいはその前の高度成長期直前にあたる1955年を、基準点とすることが重要である。

計画策定の考え方（流域センター、流域（管理）委員会）

「流域管理センター」、「流域（管理）委員会」については、琵琶湖・淀川における河川管理の歴史的経過をふまえ、流域の何を管理するのか、それを流域（管理）委員会が担う必要性、関係者はどのような範囲になるのか等を明確にし、それぞれの役割と責任を議論したうえで、整理すべきと考えます。

5 適切な計画の策定・進め方の検討

(6) 流域センター・流域（管理）委員会の設立 <琵琶湖部 -1-22 下から5行目>

川や湖の整備・管理においては、川や湖だけでなく流域全体を管理する視点が必要となってくる。そのため、流域全体について多面的に管理し計画を推進するような、政策決定システムが必要である。そのため、たとえば流域（管理）委員会といった、流域管理主体を設立し、機能させて計画を推進させていくことが望まれる。

関連記述箇所 <委員会 -17 16行目>

<淀部 -2-32 4行目>

中間とりまとめ(確定版)に対する意見 集約表

滋賀県

対象となる中間とりまとめ	章・節・項	ページ	行	中間とりまとめの文章	滋賀県の意見
淀川水系流域委員会	1	- 3	27	・・・琵琶湖をダム湖化することにより・・・水道をひねれば清浄な水が豊富に使える便利な生活をもたらし、・・・淀川流域を・・・世界有数の経済地域へと導いた。	琵琶湖総合開発の成果として、下流のための水資源開発と上流の地域整備を併せて実施し、水資源開発による上下流の利益を均てん化(* みんなが利益を受ける)する仕組みを初めて構築したことも十分認識すべきです。
淀川水系流域委員会	1	- 3	29	豊かな水に支えられる生活が当然のことのようになり、	こうした中で、水位低下に伴う琵琶湖の湖辺環境、住民生活にはさまざまな影響が現に発生することに対する利水者の認識が薄れがちであることにも言及すべきです。
淀川水系流域委員会	1	- 3	33	利用面では、川は都市に残された数少ない憩いの場、都市空間としての過剰な期待が、無秩序な川の利用を招いた。	川の利用の仕方は、事業実施した時のニーズに基づいて行われてきています。これは、一定のルールに基づいてものであり、無秩序な川の利用ではありません。
淀川水系流域委員会	1	- 4	3	川の形は大きく変えられ、水質の悪化や生物の生息域の減少等を招いている。	川の形が大きく変えられたことが、水質の悪化を招いたと理解していいのか教えて下さい。
淀川水系流域委員会	1	- 4	12	低水路河道の掘削により出水時に高水敷に冠水する頻度は減少し、高水敷の陸域化が起こっている。	高水敷が陸域化することにより、どのような問題が生じるのでしょうか。また、その問題を解決するためには、どのような対策が必要と思われるのか、具体的に表現してください。
淀川水系流域委員会	2	- 5	23	行政主体による管理から、利用者や住民と行政の協働による管理へ	特に琵琶湖については行政と住民・国と県・地元住民と下流住民などの関係をどうやって成熟させていくかが当面の課題と考えています。
淀川水系流域委員会	2	- 5	24	水の需要管理の導入	具体的管理方法は明らかではないが、水コスト(社会経済性)や各水道事業者の採算性も考慮する必要があると考えています。
淀川水系流域委員会	2	- 5	25	水が無限にあるかのごとく捉え、需要側からの要請に応じて供給量を確保するために水資源開発を行ってきた従来のあり方から、我々が利用できる水は有限であることを認識し、水の需要そのものを管理する水需要管理へ	有限な水とは、どういう基準から決まるのですか。また、水の使用量を抑えるためには、節水行動のほか、実現性、採算性、確実性等を考慮し水需給マネジメントが不可欠となります。どのようにして実現可能なものとしていくのかを、提案してください。
淀川水系流域委員会	3-1-(1)	- 6	17	「周辺地域と調和した景観のある川」	周辺地域と調和した景観のある川とは、どのように設定すべきかを考えるべきです。
淀川水系流域委員会	3-2-(1)	- 7	17	川だけでなく森林や都市なども含めて流域全体として課題に対応することが、財政的にも時間的にも、社会全体として効果的、効率的である。	時間軸や具体性、実現可能性を含めて、何をもちって効果的・効率的というのかを具体的に説明し、そのうえで、効果的・効率的という評価結果を記述すべきです。
淀川水系流域委員会	3-2-(2)	- 7	35	大量消費・大量廃棄型社会から資源再生・循環型社会への転換、ライフスタイルの変化を視野に入れ、河川整備からライフスタイルを転換させる河川整備のあり方の検討を行う。	社会全体が、大量消費・大量廃棄型社会から資源再生・循環型社会への転換を目指している中で、当然、河川整備計画もこの流れの中で策定し、発信していくべきです。なお、ライフスタイルは個人の思想信条の問題であり、河川整備によりライフスタイルを転換させることは困難であると思われるが、具体的な考え方を示してください。

対象となる中間とりまとめ	章・節・項	ページ		行	中間とりまとめの文章	滋賀県の意見
淀川水系流域委員会	4-1-(1)	-	9	18	洪水流量に対して無害とすることを旨とし、高い堤防をつくってきたことが、破堤時の危険性をより大きくした。	「無害」よりも「安全」との方が適切と考えます。 また、高い堤防をつくってきたことが破堤時の危険性をより大きくしたとはどういうことが、具体的に説明してください。
淀川水系流域委員会	4-1-(1)-	-	9	18	洪水防御の基本的対応	近年の大きな問題である、都市域の浸透貯留能力の減少等による都市型洪水や、それらと土地利用問題との関連なども認識すべきです。
淀川水系流域委員会	4-2-(1)	-	11	24	水を有限な資源として認識し、要請される需要への対応を主眼とした利水のあり方から、水の需要を管理するという考え方を導入していくことが重要である。	農業用水の需要は、降雨量や気温などの自然条件に大きく影響を受けるだけでなく、作付け品種による必要水量の違いや季節的な変動も大きいという特色を有しており、水の需要を管理するという考え方については、食料の安定供給への影響や農業者の意見等を十分に反映した慎重な対応が必要です。
淀川水系流域委員会	4-2-(1)	-	11	26	現状では各事業主体による要請を単に積み上げて流域全体の需要を考える方法となっており、	水需要は、それぞれの府県などで供給能力とも合わせて調整検討がされてきたと考えています。
淀川水系流域委員会	4-2-(2)	-	12	17	高度処理も試みられているが、窒素やリンの負荷量は確実に増え続ける。	湖沼水質保全計画の資料では、琵琶湖への流入負荷は減少しています。前提条件または補足説明を行って、誤解のないように修正してください。
淀川水系流域委員会	4-3-(2)	-	13	23	高水敷利用・グラウンドや公園に加えて、ゴルフ場、リモコン飛行機、犬の訓練場、自治体や大学の占用運動場等が川の環境破壊を加速し、住民の水害に対する危機意識さえも低下させた。	「川の環境破壊を加速し、」とは、具体的にどのようなことを指すか教えて下さい。また、水害に対する危機意識を低下させたこととの関係を明らかにしてください。
淀川水系流域委員会	4-4-(1)	-	14	13	河川に入る以前の汚濁負荷の軽減(農業の規制等)	各部会報告では面源対策が不可欠と記述されていることから、委員会報告の中にも記述すべきです。
淀川水系流域委員会	4-4-(1)	-	14	13	河川に入る以前の汚濁負荷の軽減(農業の規制等)、微量有害物質への対応等	「農業の規制等」については、現状をふまえ、具体的な議論を行ったうえで、記述すべきと考えます。規制の必要性が十分議論されていない現状において、あえて記載するとするならば、「農業の適正使用」とすべきです。
淀川水系流域委員会	4-4-(1)	-	14	20	例えば、ダム・湖沼等の水位・取水量の管理や農業用の取排水の見直しなどを行う。	水田かんがいについては、川から取水した水と雨を田面に貯え、地下浸透を経て河川へ還元するという一連の過程で、地下水を涵養することにより、直接川を流下するよりも長い時間をかけて水を川へ戻しています。これらのことが、従来から行われていることを十分認識したうえで慎重に見直す必要があると考えています。
淀川水系流域委員会	4-4(1)-	-	14	21	水位・取水量の管理や農業用の取排水の見直しなどを行う。	農業関係者を含めて、議論を行うべきです。
淀川水系流域委員会	6-2	-	17	11	流域委員会、流域センター等の設置	「流域管理センター」、「流域(管理)委員会」については、琵琶湖・淀川における河川管理の歴史的経過をふまえ、流域の何を管理するのか、それを流域(管理)委員会が担う必要性、関係者はどのような範囲になるのか等を明確にし、それぞれの役割と責任を議論したうえで、整理すべきと考えます。

対象となる中間とりまとめ	章・節・項	ページ	行	中間とりまとめの文章	滋賀県の意見	
琵琶湖部会		-1-		文章全体	現状に対しての歴史的経過・社会的背景をふまえた分析が不十分なまま、単に、現状をすべて否定しているかのような表現方法が多く、不適切と考えます。	
琵琶湖部会	1	-1-	3	8	このような川や湖の荒廃は、1つには川や湖を制御できると過信し、もっぱら近代技術の利用に頼った治水対策を行ってきたこと、2つには川や湖の水をもっぱら水資源として利用・開発してきたこと、さらには、水質保全・生態系保全等の環境的配慮の視点が川や湖の管理に欠落し	このことの時代・社会的背景も記述すべきです。
琵琶湖部会	1	-1-	3	13	その変貌に大きな影響を与えた琵琶湖総合開発事業は、川の環境の整備・保全が目的化された現行の河川法のもとに行われたものではなく、かつ、環境基本法の制定以前に計画されたものであり、したがって、現在問題視されているような環境配慮の視点が欠落していたことは否めない	琵琶湖総合事業によりもたらされた効果も記述すべきです。
琵琶湖部会	2-1	-1-	4	23	(追加)	古来から地域は洪水と戦ってきたこと、流域の生命・財産を守るため、近代治水事業を行ってきたこと等の歴史の記述も追加すべきです。
琵琶湖部会	2-2-(1)	-1-	5	5	過去における環境を無視した治水・利水・利用、さらにはそれにまつわる制度の結果として生じたものである。	環境を無視していたわけではありません。「社会的な要請から、環境に比べ、治水・利水を重要視した」という表現がふさわしいと考えます。なお、ここで表現されている「環境」の定義および「それにまつわる制度の結果」を具体的に明示してください
琵琶湖部会	2-2-(1)	-1-	5	9	制御された水位は出水時に冠水する河川敷の面積を大きく減少させた。	制御された水位は出水時に冠水する河川敷の面積を大きく減少させたとは、具体的にどういうことが示してください。
琵琶湖部会	2-2-(2)	-1-	5	下3	琵琶湖においても、南郷洗堰の改修に伴って、新たな操作規則が制定され、……連続性を遮断している。	瀬田川洗堰操作規則の制定が、連続性を遮断すると解して良いのか教えてください。
琵琶湖部会	2-2-(3)	-1-	6	9	瀬切れなどの水がなくなる区間が現れた	瀬切れは、昔から琵琶湖周辺ではおこっております。
琵琶湖部会	2-2-(3)	-1-	6	10	さらに水質面では、農法の変化に伴う農業排水・濁水の影響も問題になっており、水の利用量を削減しなければ、琵琶湖の水質が改善されないことも、また明らかにってきている。	この文章は、水質悪化の原因が農業のみととらえられる表現になっているので、負荷の実態を踏まえた表現に修正してください。
琵琶湖部会	2-2-(3)	-1-	6	13	また、下流府県の水需要の増大に対処するために、その水資源開発を主目的になされた琵琶湖総合開発事業が進み、新たな水利権を生んだ。	一方で、このことが、現在の日本の繁栄をもたらし、豊かで自然環境にも配慮できるほどの心の余裕をもつ現代社会の基礎を築いたことも事実であり、この効果も記述すべきです。
琵琶湖部会	2-2-(3)	-1-	6	18	水源涵養機能は劣化しつつあり	農法の変化と併せて、ほ場整備による排水分離やかんがい用水の整備により、排水が直接排水路に流れ込むことによる変化も大きいと考えられます。

対象となる中間とりまとめ	章・節・項	ページ		行	中間とりまとめの文章	滋賀県の意見
琵琶湖部会	2-2-(3)	-1-	6	26	また、湖底の砂利採取などによって、水質のみでなく湖棚の幅が狭められ、固有魚介類の棲息・繁殖場所や漁獲にも悪影響を与えている。	琵琶湖における湖中砂利採取については、自然公園法・河川法・砂利採取法に基づき許認可が行われており、事業者に対しては、採取行為に伴う水質等環境への負荷が極力生じないよう指導を行っているところです。 琵琶湖水質保全の観点から、今後とも関係事業者との調整を図りつつ、段階的縮小に努めるとともに、「マザーレイク21計画」の第1期末である平成22年(2010年)までの廃止をめざし、取り組みを進めているところです。
琵琶湖部会	2-2(4)	-1-	6	下2	堤防などによる川と湖と陸との分断や・・・遠い状態になっている。	琵琶湖の湖岸堤・管理用道路については、これまで近づきにくかった一般の人々の湖岸へのアクセスを容易にし、琵琶湖が親しみやすくなったという面もあります。このことも考慮すべきと考えます。
琵琶湖部会	2-2-(3)	-1-	6		(利用面に対する追加意見)	環境保全だけが、今後の目的ではないと考えます。環境との共生がキーワードです。このため、答申の中では一方的な言い方を改め、環境と治水や利水をもたらす社会・経済的影響(利益)について、どうすればバランスがとれ、将来のためになるのかを言及するべきと考えます。一方的な意見や思想を答申するのではなく、さまざまな意見を踏まえううえで、治水・利水・環境のバランスをとりながら、について、どのように河川整備計画を策定していくかをアドバイスする内容に改善すべきです。
琵琶湖部会	2-2-(5)	-1-	7	5	社会的な環境変化に伴って流入負荷量を大幅に低減させること	意味が不明確です。(問題点を記述すべき項目なのに、異なった内容となっています。)
琵琶湖部会	2-2(6)	-1-	7	15	水利用者が希望的に予測している不確実性のみを反映した計画	希望的に予測とは、具体的にどのようなことが示してください。
琵琶湖部会	3-1-(2)	-1-	8	下から9	「使いたいだけ使える量を供給する」「濁水は絶対に避ける」ことを前提に、需要側からの要請に応じ、積み上げ方式に基づいて行われてきたこれまでの水資源開発から、利用できる水は有限であることを認識し、節水行動を進め、濁水をある程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へ転換する。	節水行動を進めることにより、水需要そのものの管理を行うことについては、具体的な施策のあり方を含めて、検討する必要があります。 また、水需要計画を考えるうえで、「節水に務める」ということをどう評価するかについては、十分な議論が必要です。
琵琶湖部会	3-1(2)	-1-	8	下4	・・・今後は、下流の要望に応える水源としてだけでなく、琵琶湖流域における水利用のありかたの見直しを行い・・・淀川下流等の住民とともに新しい水需給のシステムを構築する	琵琶湖流域における水利用のあり方の見直しを行うことが述べられていますが、県内のほとんどの水が琵琶湖へ流入するという特性を有していること、古くから琵琶湖や流入河川を重要な水源として利用していること、こうしたことから、県を挙げてさまざまな琵琶湖の水を守る取り組みを行ってきていることなど、滋賀の水利用のあり方を十分踏まえた取り扱いが必要であると考えます。

対象となる中間とりまとめ	章・節・項	ページ	行	中間とりまとめの文章	滋賀県の意見	
琵琶湖部会	3-2-(1)	-1-	10	下から2	したがって、琵琶湖とその周辺の水系の今後の理想的な姿を考えるにあたっては、少なくとも開発計画の出発時点か、あるいはその前の高度成長期直前にあたる1955年を、基準点とすることが重要である。	計画策定はあくまで治水・利水・環境を総合的に評価し、行われるべきです。また計画は当然その時々々の社会情勢・河川状況等を踏まえて策定されるものであり、今後の計画は、現状を基準点として考えるべきものです。 個々の数値の目標値を過去に求めることはあるかもしれませんが、今後の理想的な姿が琵琶湖総合開発以前であるとすると、琵琶湖総合開発の果たした役割を全く無視することになります。 琵琶湖総合開発事業がもたらした効果を、負の影響も含めて評価したうえで、今後の計画のあり方を議論すべきと考えます。
琵琶湖部会	3-2-(2)	-1-	11	下から1	水管理においても、応分の受益者負担を行うことについて、検討する必要があります。	ここでいう水管理とは何か、また、受益者負担とは、どんな受益を誰が負担することを想定しているのかを、明らかにしてください。
琵琶湖部会	4-1	-1-	12	3	天然湖である琵琶湖とダムとして機能させる琵琶湖とのあいだには、大きい矛盾がある。琵琶湖の水位管理においては、その矛盾を踏まえ、自然の季節的变化が基本になるようにし、他の目的のための変更は必要最低限に止めるよう、留意すべきである。そのため、人および社会が古来よりいかに琵琶湖とかわってきたのか、また、それが環境に対していかなる影響を及ぼしてきたのかを深く検討し、新たな水位操作を行わなければならない。	琵琶湖の水位管理の検討は、これまでの治水・利水上の必要性、これに起因した水位をめぐる上下流の歴史的経過を十分踏まえたうえで、治水、利水、環境の3つの観点から行われるべきと考えます。 また、環境面について議論する場合には、目標とするべき自然環境とは何かについて明確にし、水位操作とこれらの因果関係を明らかにすべきと考えます。
琵琶湖部会	4-1(4)	-1-	13	11	(4) 利害調整・協調のための仕組みを考えること	現在の調整の仕組み(操作規則など)は、上下流の調整を経て作成されたものであり、その経緯を十分に確認したうえで議論することが必要と考えます。
琵琶湖部会	4-1(4)	-1-	13	下から12	b. 操作実施中に利害が対立したとき：例えば、大洪水により下流の川が著しい水量不足になったとき、アオコが異常発生したとき、水温が異常に変化したとき、などの具体的状況を解決するための方法	アオコの異常発生を水位管理で緩和するとは、どういうものか示してください。
琵琶湖部会	4-2-(2)	-1-	14	18	琵琶湖へ自然に注ぐ河口部を持つ川	「自然に注ぐ河口部」とは、どのようなことを意味するのでしょうか。 川は、本来、人の手を加えなければ流路が一定せず、川沿いに人が住むことは不可能となりますが、そのように自由に移動する河口を目指すということになるのか教えて下さい。
琵琶湖部会	4-2-(2)	-1-	14	21	瀬切れのない、あるいは少ない川	「瀬切れのない、あるいは少ない川」が、本当に川が持つ本来の環境であるのでしょうか。また、そもそも本来とはどのようなことを指すのでしょうか。表現にあたっては、十分な検討が必要と思われる。

対象となる中間とりまとめ	章・節・項	ページ		行	中間とりまとめの文章	滋賀県の意見
琵琶湖部会	4-2-(2)	-1-	14	28	さらには、良質な水源の確保のために、高品質の水源涵養林を育成し、良質な農業生態系を確保し、ダムに頼らないなど、総合的な水源確保のための施策を、関係省庁や自治体とも協議・連携すべき。	「良質な農業生態系」を具体的に分かりやすく表現してください。 また、「良質な農業生態系」をダムの代替案とする考え方を分かりやすく示してください。
琵琶湖部会	4-2-(2)	-1-	14	28	さらには、良質な水源の確保のために、高品質の水源涵養林を育成し、良質な農業生態系を確保し、ダムに頼らないなど、総合的な水源確保のための施策を、関係省庁や自治体とも協議・連携すべき。	日本学術会議の調査によれば、森林による洪水緩和機能、水資源貯留機能はある程度評価できるものの、渇水時には却って流況を悪化させ、また大洪水においては顕著な効果は期待できないとまとめています。 したがって、ダムなしを前提とするのではなく、ダムなしとしたときのメリット・デメリット、ダムなしとした場合の代替案の実現可能性などを総合的に検討すべきと考えています。 なお、現行の治水・利水計画は、あくまで森林の存在を前提にしており、森林とダムの両方の機能が相まって初めて目標とする治水利水機能が確保されると考えています。
琵琶湖部会	4-2-(3)	-1-	14	下から2	従来は、目標とする洪水流量に対して無害とすることだけを目指し、高い堤防を作ったりしたために、破堤時の危険性を却って大きくしてきた。今後は、壊滅的被害の回避を優先し、破堤回避対策を最優先に行ない、状況によってはある程度の溢水を想定するやりかたに変えるべきである。	滋賀県では、年超過確率1/10(時間雨量50mm対応)以下の未改修河川が、51%を占めており、これまで年超過確率1/10の確保を当面の目標とした暫定的な改修計画により治水事業を進めています。しかし、これを達成するにも、なお長期を要し、滋賀県としては、当面の目標の確保を最優先に行う方針です。 なお、治水安全度を上げず、破堤回避対策を優先して溢水を許容すべきという考え方については、浸水頻度に対する地元の合意形成等、今後十分な議論が必要であると思われる。 県は、当面の目標とするレベルの洪水流量に対して、安全度を高めるこれまでの方法を優先しながら、並行して目標流量を超えるものに対しては、水防活動等の対策(啓発・情報提供)により対応する考えです。
琵琶湖部会	4-2-(2)	-1-	15	11	災害にしたたかに対処する強い地域の形成を期待するものである。	災害にしたたかに対処する強い地域の形成を期待することと社会経済の発展は相反すると思いますが、淀川水系流域委員会の中でしっかり議論されたうえで、提言されるべきです。 また、これまでの計画治水安全度を減じたたかな対処を求めているのか、減じることなくしたたかな対処を求めているのかを、淀川水系流域委員会の中でしっかり議論すべきです。
琵琶湖部会	4-2-(2)	-1-	15	19	ダムは、川の持つ上下流の連続性を大きく損なうものであり、またいったん建設されると、その環境等への影響は極めて大きくかつ不可逆的で、短期にそれを解消することは不可能である。	ダムには、「穴あきダム」のように連続性を確保できるものもあります。すべてのダムが、連続性を損なうような表現は、削除してください。 また、ダム以外の手法も下流河川の環境等に改変が伴うことも認識する必要があります。よって、治水・利水計画は総合的な判断をするべきと考えています。

対象となる中間とりまとめ	章・節・項	ページ	行	中間とりまとめの文章	滋賀県の意見	
琵琶湖部会	4-3(1)	-1-	15	下から10	水資源開発の根拠とされている淀川下流域における水需要予測は、1970年代初期の琵琶湖総合開発事業計画策定時の分析を根拠とするものであり、・	現在の根拠は平成4年8月に全部変更された淀川水系における水資源開発基本計画（フルプラン）です。
琵琶湖部会	4-3(1)	-1-	15	下から7	・・・たとえ水需要を満たしきれない自体が起こる可能性が短期的に高まって、それが著しく深刻なものにならないと考えられる限りは許容する、といった社会的認識も徐々に増大してきている。	社会的認識が、徐々に増大してきているということは、どのような根拠に基づいたものなのか示してください。
琵琶湖部会	4-3(2)	-1-	16	7	ダム建設はその周辺の自然環境や生態系に甚大な影響を与えるだけではなく、その上流と下流を分断するなど、社会的・人文的構造に対する影響も大きいため・・・・	まず、大きな問題として、湛水地域の水没を加えるべきと考えます。
琵琶湖部会	4-2(2)	-1-	16	28	北湖の湖底環境の悪化が著しいとされているが、ダム・貯水池による影響もその一つの可能性として考えられていること、なども十分に配慮する必要がある。	なぜ、ダム・貯水池が北湖の湖底環境の悪化原因の一つとなるのかを、具体的に示してください。
琵琶湖部会	4-4(1)	-1-	17	8	その他、砂利採取についても、湖棚の沖出し幅を縮小させたり、水深を深めることは避けるなど、湖辺の形状に影響を与えないやりかたで行わなければならない。	琵琶湖における湖中砂利採取については、自然公園法・河川法・砂利採取法に基づき許認可が行われており、事業者に対しては、採取行為に伴う水質等環境への負荷が極力生じないよう指導を行っています。
琵琶湖部会	4-5(1)	-1-	18	26	大規模な濁水発生の原因となり、底棲生物の棲息環境を破壊するとともに、湖棚の水深を深めることにもなる、砂利採取を目的とした湖底浚渫の禁止。	琵琶湖水質保全の観点から、今後とも関係事業者との調整を図りつつ、段階的縮小に努めるとともに、「マザーレイク21計画」の第1期末である平成22年（2010年）までの廃止をめざし、取り組みを進めています。
琵琶湖部会	4-5(2)	-1-	19	5	降雨時や代掻き田植え期の濁水とともに流出する土壌・農薬・肥料など、農業系面源負荷の排出量の削減と流出を、防止しなければならない。	「滋賀県では、早くから農業排水対策に取り組んでおり、さらに推進する必要がある」との表現にしてください。全国の中でも農業排水対策を大きな課題として位置づけて取り組んでいるのは、本県だけです。

対象となる中間とりまとめ	章・節・項	ページ		行	中間とりまとめの文章	滋賀県の意見
琵琶湖部会	5-(5)	-1-	21	下から6	順応的・可変的計画とするためには、川や湖の整備・管理について評価する仕組み、手法がまずは必要である。そのためには河川整備・管理について、治水・利水・利用・環境など多様な面を総合して評価する、新しい評価手法や指標の開発が必要である。	河川事業を行うにあたっては、その事業の必要性について、当然評価しながら行っています。もちろん、その評価内容・手法は、時代とともに変わり、近年は環境についての評価比重が高まっています。「まずは必要」とありますが、現在採用している手法において、何が不足で、何を新たに開発すべきか示してください。 「新しい評価手法や指標の開発が必要」とは、そのような評価手法の開発をするまでの間、すべての事業を中止すると解釈していいのかわせて下さい。
淀川部会	3-2-(1)	-2-	14	7	上水道、工業用水、農業用水、発電用水の使用実態を正確に把握したうえで、科学的合理性を持って説明できるような水需要予測を行う。 ・使用水量と需要実態の調査を行って、実態に即さない水使用を見直す等の適正な水配分を行う。	農業用水の需要は、降雨量や気温などの自然条件に大きく影響を受けるだけでなく、作付け品種による必要水量の違いや季節的な変動も大きいという特色を有しているだけでなく、10年確率の渇水年に対応したものとなっています。また、既に番水（隔日送水）等の節水努力を行いつつかんがいを行っており、短期間の実績のみで需要予測を行うことは困難と判断しています。 かんがい用水の特殊性（取水した水のほとんどが河川へ還元される）を十分認識したうえでの慎重な対応が必要です。
淀川部会	3-4-(1)	-2-	20	3	濁水の処理について	流出した濁水の「処理」は困難です。「濁水流出防止対策について」とすべきです。

委・全	104	京都府京都市 海堀 安喜	個人
-----	-----	--------------	----

『中間とりまとめ』全体について

- 1.現在の桂川、淀川が大都市圏を流れていること、高水敷を含め市民の憩いの場になっている現状をもっと重視して、『自然・環境』への過度な施策転換を中止していただきたい。
- 2.特に、運動施設の設置等について、全て『あくまで暫定的なもの』と位置づけるのではなく、その地域の住民等の意見や土地利用の状況に応じて、性格付けをすることとされたい。
また、『河川の本来あるべき姿』についても、その地域の住民等の意見を十分反映して、明らかにされたい。
- 3.「4 - 1 治水・防災、(1)洪水、 具体的な事項」で記載されている都市計画上の対応に
関しての意見としては、現在の都市計画は、既存の河川整備計画を踏まえて、策定されているものであり、安易な土地利用規制や法制度の見直しを行うべきではない。
- 4.「4 - 3 利用、(2)高水敷利用」に、次のものを追加してください。
・高水敷は、大都市において貴重な市民の憩いの空間であり、利用についての基本的な考え方をまとめるに当たっては、地域住民の意見を十分に反映したワークショップなどの手法によることとする。

【追伸】

昨年秋、桂川の河川敷を利用して、地元の保勝会・商店街の方々が臨時の駐車場を設置されました。無償で実施され、嵐山への観光客からは好評でしたが、今年は、国からの許可をいただけないため、実施できないようです。

市民や観光客に好評な利用が、『許可』『不許可』という一方的な手法ではなく、関係者の話し合いによる『コミュニケーション型』の手法で、調整されることが望ましいと思います。

また、利用の面で、『運動施設などへの利用』と『舟運への利用』を区別する理由はどこにあるのでしょうか。グランド利用も、船着場も同じように取り扱うべきと思います。

委	105	京都府長岡京市 上田 俊穂	個人
---	-----	---------------	----

法整備：全体的によく考られ、充実したものとなっていると思いましたが。ただ、現在の日本では、いくら良い考えを提案しても、実際にはなかなか実現しないと危惧されます。実現するのだと言う強い意志と、その後ろ楯となる法や人間（つまり予算）が必要です。

この取りまとめは、淀川だけでなく、日本の国全体の水系にあてはまるものですが、単に意見をまとめ、考えを組み立てるだけでなく、それを本気で推進していくにはどうするかと言う議論が少ないように感じられます。「日本人は長期の展望の下に、ものごとを推進していくことができない」という前提に立って、「やるならば徹底的にやる」という厚い層の形成に取り組まなくては、数年後には腰砕けに終わってしまうことは明らかです。

教育制度が変わったこの時期を1つのチャンスと考えて、この際、学校でこの種の問題を取り上げて「教育」するのも悪くはないでしょうが、いいかげんな政府や官僚の気まぐれで生まれたような教育制度改革では、たいした成果は期待できません。

「本当のところはこうなんだ」という事実に基づき、まじめな政治が行われなければ、何時までたっても「笛吹けど踊らず」のままでしょう。中間取りまとめにもとづく種々の事業の成功は、結局、国の中心でいかに立派な政治が行われているかということと大きく左右されるのです。きちんとした政治が行われておれば、成功するのに、残念なことです。

淀	106	滋賀県甲賀郡信楽町	自治体
---	-----	-----------	-----

平成14年7月31日

淀川水系流域委員会中間報告に対する意見

淀川部会の中間とりまとめ文中、随所に現れる次の事柄について

「高水敷の冠水頻度を高める。」「高水敷としての本来の利用に基づくグランドなどの利用制限。」あるいはこれに類する表現について

限りある水資源の有効活用のための供給量の再検討とそれに伴う社会構造の再構築について

水質の保全策について

以上、3点について下記のとおり意見を申し述べます。

記

について

水系特有の生態系と多様性の維持回復のために自然現象に応じた不定期の冠水を促進することは理解でき、「グランド等に利用されている高水敷を川本来の目的のために利用していく。」ことは重要なことと考えるが、狭小な河積のまま沿川に人家や農地の展開がみられ、常に洪水の危険性にさらされている中小河川(とりわけ上流地域)にまでその基本的姿勢を貫いていくような考え方は容認しがたい。

画一的でなく、現場の状況をよく見極めた対応を望みたい。

について

限りある水資源の有効活用のため、供給量について再検討していくことは基本的に異論を唱えるところではない。

しかしながら、大都市部はともかく地方(町村)部にあっては、厳しい財政事情に加え地方分権型社会に向かって個性あるまちづくりを展開していくために、新産業の立地は欠くことができない要件となってくる場合があり、「社会構造を(水の)供給量の限界内にとどまるよう再構築すべきである。」についても地域の独自のまちづくり計画推進を阻害することのない配慮を望みたい。

なお、「増加する需要を満たすために際限なく水資源開発を行う方向を改め……」についても、生活用水(工業用水でない)の安定的供給に努めなければならない上流区域が存することを念頭においた対応を望みたい。

について

「あらゆる汚染源を対象とした対策を講じるとともに、河川に排出される総負荷量を本川・支川ごとに規制する。」「汚濁発生原因者の責任において現状に復する義務を有するので管理の徹底を図る。」については当然のことではあるが、一概に企業活動といえどもきわ

めて零細な家内工業の多い地場産業も含まれ、また、農業排水・林業排水も規制されることとなる。

この場合においても、経済的環境等々を十分に考慮し、必要な施設の整備については助成措置を講じるなど、単に規制にとどまらず真に住民が河川を守り育てていく意識が芽生え、高まるような考え方に基づかなければ、所期の目的が達成できないと考える。

猪	107	猪名川クラブ 嶋崎 真二	NPO 等
---	-----	--------------	-------

中間とりまとめへの意見

中間とりまとめということで理念の整理という意味において、評価できると思います。目標を長、中、短期に分けて考える事にも賛成です。あとは、短期目標から導き出される具体的な整備計画について、どこまで最終報告で踏込むことができるかということだと思います。

報告書の中で何度か出てくる「上流部の狭窄部(銀橋周辺)」を私たちは活動の拠点にしています。浸水するたびに「開削せよ」の話が持ち上がり、それが地元の希望というところから行政は認識していると思います。しかし、下流部の問題はともかくこの狭窄部の岩風景は、川に目をくれなくなった今だからこそ関心を示す人は少ないものの、ここは、代々受け継いできた地域を象徴する「風景」なのです。西行法師が立ち寄り、一句詠んだとも言われています。そうそう、今その時の都合だけで吹き飛ばしていいものではないと思います。日本人は戦後、多くの次に繋げるべき財産を途絶えさせ、今の利益性、合理性を優先させてきました。もうこの地域においても残り少なくなってしまった今、死にかけた猪名川とともにさらにこの岩風景までも変えてしまうべきではないと思います。

幸い、銀橋すぐ上流には遊水地になりうる竹林と畑のスペースが残されています。ここを買い取り、平常時には市民の憩いのスペースとして開放して利用し、洪水時に備えることが可能です。

コスト比較もわからなくないですが、本報告書の理念に基づいて「今、求められる選択の方向性と意義」について、しっかり地元へ情報提供した上で、地域も含めて判断できる『場』づくりをしていくことが重要であると考えます。

淀	108	大阪府泉大津市 中川 和美	個人
---	-----	---------------	----

淀川が大阪府に貢献した事実と重要な河川という認識は理解しているつもりです。国土交通省もいろんな技術や情報に基づき、より美しく、よりよい環境等にするため、施策をとっていることは堤防を散策すれば解りますが、現状はとても誉められたものではありません。

事業に際し、もっと検討していただき最小の犠牲で対策を打ってほしいので次の提案をもうしあげます。

- 1．河川は自由航行の原則であり、人がみだりに手をつけてはいけない。
- 2．手をつけれるのは国民の財産や人名の安全に関してである。
- 3．空気の浄化に役にたっている（川を見ていると気が落ち着く事実から判断して）
- 4．一部の人間に利用されている（ゴルフ場等）のは人間のエゴである。
- 5．開発には時間とゆとりをもって環境調査を実施し自然治癒力を考えながら実施してほしい。
- 6．たとえば、運動場を造ったとして元に戻す責任は誰がとれるのですか。空間があり利用できるものは利用したいというのは人間の都合であり、利用しているのは人のみでない。
- 7．時代の価値観にとらわれお金をかけ物を造るのが正しいのか、もし正しければ復元費用も利用者からとりながら造ってほしい。

琵琶	109	滋賀県蒲生郡安土町	自治体
----	-----	-----------	-----

平成 14 年 7 月 31 日

- 1 - 1 2

4 主な施策別の計画および整備の方向性

4 - 1 琵琶湖の水位管理について

天然湖である琵琶湖とダムとして機能させる琵琶湖とのあいだには、大きい矛盾がある。琵琶湖の水位管理においては、その矛盾を踏まえ、自然の季節的变化が基本になるようにし他の目的のための変更は必要低限に止めるよう、留意すべきである。

意見 この中のアダプ-ラインの部分は具体的にどういうケースを言うのでしょうか。特に「自然の季節的变化が基本になるように」といういいまわしは、琵琶湖治水の大きな役割である湖水位の調節を見直し、自然の季節的变化に委ねようということでしょうか？もしそうならちょっと無理があるように思いますが……。

(1) 現状の水位管理の役割・影響について検討すること

.....

又、従来の水位管理の目的であった治水・利水面において、その前提を含め、現状を見直さなければならない。

意見 琵琶湖へ注ぐ流入河川も含めまだまだ整備の遅れている河川もある中で、琵琶湖の水位管理の目的は、下流域も含め、まず治水、利水面が最重要課題であると考えますし、ここに環境課題をいかに附加していくかを考えて行くべきではないでしょうか。

また、タイトルの「現状の水位管理の役割・影響について検討すること」にあるように、琵琶湖の湖水位の調節がこれまでに周辺の関係市町村へ与えてきた影響等について調査し、現状把握いただきたいと思います。

淀	110	茨木北部丘陵地域の自然を守る市民会議 立岡 健	NPO 等
---	-----	-------------------------	-------

1 淀川部会

2 ページ番号 1 ページ

3 1 現状と課題 / 問題点 1-1 淀川水系流域委員会淀川部会で取り扱う範囲

4 意見

「なお、本水系の河川にあっては、水源から大阪湾にいたる上下流の縦断方向の関係、連続性および堤内と堤外との横断方向の連続性、流入流出するすべての河川および水路との関係を切り離す事はできない。こういった点を考慮し、影響があると考えられる事項については直轄区間以外も検討対象にした。」とあります。

安威川ダムは、淀川水系に計画されているダムであり、「淀川フルプラン」にも明確に位置付けられており、国土交通省の直轄ダムでないという理由のみで審議対象でないとする事は理解できません。

淀川部会では、大阪府管理河川の安威川も審議対象とし、直轄河川と同様および同等の手法で検討する必要が有ると考えます。

また、大阪府が府管理河川の安威川などをふくむ神崎川水系について、来年度に河川整備が計画されており、双方で具体的な整備計画が作成される事が望ましいと考えています。

全	111	滋賀県高島郡朽木村	自治体
---	-----	-----------	-----

1．治水の現状について

本村では現在北川ダム（第1・第2）整備工事が鋭意進められており、根本的な治水対策はその完成により達成されると思われる。よって、早急の完成を図るよう希望する。

2．水不足解消、生活用水、農業用水の確保について

特になし

3．河川環境の保全・整備について

環境に影響の少ないダム構造検討や、多自然型護岸など自然環境との調和を図りつつ整備を進めていくことを要望する。

琵琶	112	滋賀県東浅井郡虎姫町	自治体
----	-----	------------	-----

淀川水系流域委員会中間とりまとめの意見について

当町は、姉川、高時川と、大きな流域を持つ1級河川が流れておりいずれの河川とも天井川である。河川敷きには堤外民地もたくさんあり雑木林が繁茂し、特に川幅の狭い箇所もあり河川の整備は、まだまだ不十分である。さらに、高齢化社会での水防活動が、弱体化している現状である。

また、本年、姉川ダムが完成したことで、治水対策に大きく寄与していると考え。そこで、高時川については丹生ダムが建設中であり、計画に沿った完成を望むものである。

琵琶	113	滋賀県マキノ町 建設課	自治体
----	-----	-------------	-----

淀川水系流域委員会中間とりまとめの意見

H14. 8. 2

琵琶湖部会

P14(3) 治水に関する理念の転換を考慮した計画とすること

堤防は従来どおり洪水流量に無害となるよう築堤しないと、流域がある程度溢水する河川整備は本町は未改修河川が多く、治水、利水面に照らし改修が緊要的な課題につき、促進上地域住民の合意は得られない。

P14(2) 本来の川が持つ機能や環境に回帰できる計画とすること

不連続の河相断面の場合、現実には地域住民が管理する区間が多く、河川愛護作業への協力が得られないため、住民側にも配慮した河道(相)が必要。自然環境に配慮した材料、構造のみの河川整備では地方は少子高齢化となっており、都会人が親水、自然とふれあえる無理がある。

委・淀	114	奈良県奈良市 金屋敷 忠儀	個人
-----	-----	---------------	----

7月31日淀川部会での発言内容の補足

淀川には維持流量が毎秒80トンある。維持流量とは渇水時に於いても、淡水域、汽水域、海水域が連続して維持され河川がその多様な機能を正常に果たすべく基本的に利水に使用しないで海まで流下する水量である。敢えて言えば環境流量或いはゆとりの流量である。淀川の豊富な維持流量はかつて舟運が盛んであった時代からの貴重な遺産ではあるが、舟運が廃れた後であっても、水が流れていない川は川でないとの基本的な考えに基づいて頑固に維持されて来たものである。建設省は、他の水系に於いてもこれほど豊かではないにしても維持流量を確保すべく努めてきた。維持流量が少ない水系に於いては、ダム貯水池を建設するに当たって可能な限り不特定容量を確保すべく努力が積み重ねられて来ている。

貴重な淡水を無駄に海に捨てているのかという論者も居るが、委員諸公は如何に考えられるのであろうか。委員会の「中間取り纏め」ではこの問題に一切触れていないのは何故であろうか。委員諸公が知らないのか、知っていて故意に避けたのか、地方整備局側が故意に知らせなかったのか、私は今後の河川行政のあり方を問う時、維持流量とダム貯水池に於ける不特定容量の確保は最も重要な課題をなす問題であると考えます。

委員会に於いて、真剣に取り上げ、その討議内容は公開し、一般からの意見陳述の機会を与えて頂きたい。

農民から都市住民へ、舟運から車社会へ、レジャー形態も多様な用具を用いるものへ、水防団の形骸化などと流域住民の質が大きく変っている。昭和30年代初頭関東の利根川下流工事事務所、江戸川工事事務所には国会、都県議員、区長、市町村長、水防団、利水組合などの住民団体などがしばしば相談に訪れていたものである。私が木曾川上流工事事務所長をしていた昭和40年代終期はまだ多くの相談者が訪れていたし、私も積極的に相談に乗れたが、利根川、江戸川では既に早くからこのような状態は望むべくもなくなっていた。それでいて行政の責任を問う。都市生活者は、責任を持たずトピックを追うメディアや、口当たりの良いラウドマイノリティのパフォーマンスに惑わされて、自分の意見を見失う。ここにサイレントマジョリティの実態があり、川離れは流域住民の質の変化の結果である。

住民意識を呼び戻そうとすれば、かなり慎重な作戦と大規模な戦術を採らねばならない。現にこの流域委員会の存在と審議の内容は、インターネット、各種メディア、パンフレット等で広くPRされている事になっているが、一部特別な関心者を除いては、殆どの人に知られていない。

「中間取り纏め」には良い事を並列的に記載しているが、はしなくも本日の会議で同じ治水機能の中でも破堤問題に関連して上下流の競合が討議されたように、河川が持つ多様な機能の中では必ず競合がある。工事実施の優先順位は書くまでも無い事であるが、機能間の優先度に就いて触れていないのは決定的な落ち度である。優先度とは1か0かではない。TPOに応じて7:2:1等の場合も有り得る。河川管理に限らず執行者は競合する問題に直面しては、明快且つ確固たる理念を以って優先度を明らかにしなければなら

いからである。

河川レンジャーに就いて他の事項に比較して長く記述しているが、NPO、NGOと協力してより良い河川管理を目指すのは河川管理者固有の責務である。考え方は賛成であるが、河川レンジャーが新たな雇用を創出するとか、特別な権限を与えたとすると行き過ぎである。新しく国土交通省所管の認可法人を作ることになる。必要ならば既存の(財)河川環境管理財団をして換骨奪胎させ、自己発展させるべきである。

また、NPO、NGOもかつて住民諸代表が果たしていたように事務所の相談相手となる姿勢に立つべきである。現在の地方整備局はその度量を持っていると信じる。

全	114	奈良県奈良市 金屋敷 忠儀	個人
---	-----	---------------	----

「中間取り纏め」に対する意見の追加

多重且つ多元的な治水対策を講ずる考え方は昭和46年建設省政策集団意見書に記載され、総合治水対策として実施に踏み切っているが、地方建設局（現地方整備局）の所管外の施策に就いては、地下貯留槽、公園の遊水地的整備などの部分的実現はあるものの、多くの困難があり、全面的実現は難しいのが実情である。委員会はこの難点の克服を問題にすべきである。

木曽川水系では木曽川右岸の旧堤、長良川上流の旧堤、輪中堤などは本堤破堤の場合を考慮して2線堤として現在も河川工作物として管理されている。

委	115	大阪府土木部河川室	自治体
---	-----	-----------	-----

全体を通しての意見

- ・河川法に基づく河川整備計画の検討範囲をより具体的に打ち出していきたい。
- ・検討範囲を広くとらえ、防災行政、農林行政、環境行政及びそれらを含み歴史や文化なども踏まえたまちづくりまでを積極的に対象とする場合には、地方自治体の総合計画等との関係など行政全般との整合を含め、調整を図る必要があり、これまでの河川管理者と流域委員会という関係に基づくものではない進め方が求められる。現行の進め方（自治体の河川関係部局を窓口とすることはなじまない）やスケジュールを抜本的に見直す必要があると考える。

1．現状とその背景（ - 3 ）

治水・洪水対策の歴史についてもう少し詳述していただきたい。

- ・治水の歴史評価が低すぎると思われる。過去の災害の歴史から、人の生命、財産を守ることが緊急かつ流域住民の願いであったことは事実で、それに対しては一定の効果をあげ、現在の生活がある。
- ・そのような歴史をふまえ、問題点や今後の進む方向を打ち出して頂きたい。

3 - 2 基本的な視点（1）流域全体を視野にいれた検討（ - 7 ）

治水や水質保全などの問題を、川の中だけで対応を考えてきた。

- ・水質問題は、根本的には下水道によるところが大きく、決して川の中だけで対応してきたという指摘はあたらない。

4．整備計画の方向性 4 - 1 治水・防災（1）洪水（ - 9 ~ 10 ）

洪水防御の基本的対応

概念が複雑でわかりにくい。このような対応は治水対策が一定レベル以上でないと不可能。そのレベルを明確にしておく必要がある。

- ・ダムや河道など河川施設での対応流量及びそのもととなる雨量の考え方
- ・壊滅的被害回避対策の基準
- ・上下流の整備レベルなどを明示していただきたい。

施設による対応

流域における公平性からは、堤防高の確保も同時並行的に進めるべきと考えるが、さらなる議論をお願いしたい。

4 - 1（1）洪水 ソフト面の対応（ - 10 ）

- ・水防組織の管理やハザードマップ作成の主体である市町村の体制整備及び必要な事業費の確保が課題であり、その点を考慮のうえ、さらなる議論をお願いしたい。

4 - 1 (1) 土地利用のあり方について (- 10)

- ・「土地利用の制限等の都市計画での対応及び法制度の見直し」は誰が検討するのかが不明であり、さらに議論をお願いしたい。

4 - 1 (2) 土砂災害 (- 10)

- ・河川整備計画における、土砂災害や砂防対策についての標記についてはその取り扱いについてさらに議論願いたい。

4 - 1 (3) 高潮 (- 11)

高潮が発生した場合の、被害の予測の実施と対応策の検討を行う。また、迅速な情報伝達を行える体制づくりを検討する。

被害予測を行ううえでの諸条件について、さらなる議論のうえ明示していただきたい。

4 - 2 利水 (1) 利水に対する基本的な考え方の転換 (- 11)

予測の方式・内容を公開し、関係住民の合意を得ることが必要である。

水需要の予測については、関係部局が行い、府民の代表である府議会等に適宜説明している。

予測内容等について、関係住民の合意を得るとは、どの程度のことを想定するのか十分な検討をお願いしたい。

4 - 4 環境 (1) 水量・水質・水温

川本来の水量と水位の変化の回復 (- 14)

農業用の取排水の見直し

具体的な見直しのイメージ (必要水量のヒアリングや実態調査を実施するのか、実施主体など) をさらに明確に打ち出されたい。

4 - 4 (3) 良好な自然景観の保全・回復 (- 15)

淀川らしい景観が喪失している。

淀川らしいとはどのようなイメージか？都市を流れる河川として自然に特化した景観だけが、淀川らしいということではないと考えるが、委員会のイメージはどのようなものなのか具体的な検討をお願いしたい。

5 . 計画策定のあり方 5 - 1 住民意見の反映 (- 16)

計画策定に当たっては、様々な立場の人々の幅広い意見を聞く。その際の意見聴取方法については、例えば、回数制限、時間制限を設けない、行政側の回答義務を設ける、地域の女性、高齢者、子供などの声も聞く、などが上げられる。また、聴取だけでなく、計画に関する情報の提供を行う必要がある。

幅広く意見を聴取することは可能だが、その反映方法が課題であると考え。計画の策定にあたっては地元要望の反映が不可欠であり、反映する意見の取捨選択やそのプロセスについてさらに議論をして頂きたい。

6 - 2 流域委員会、流域センター等の設置 (- 17)

地方自治体の行政との整合性についてさらに議論をお願いしたい。

琵琶	115	大阪府土木部河川室	自治体
----	-----	-----------	-----

1 緒言 (- 1 - 3)

1 人の短期的な利害関係から行ってきた従来の川や湖の整備・管理のしかたを、根本的に改めるものであること。

下記の理由により表現について十分議論していただきたい。

1. 従来の整備は、当時の社会状況（高度成長期）に即し資本等の確保を優先させた要素もあり、一概に「短期的・利害関係」とはいえない。
2. 長期的な目標を見据えるとしても、短期的な視点（治水安全度を向上させた実績・効果）は無視し得ない。

2-2 問題点 (1) 環境面 (- 1 - 5)

そのほとんどが、過去における環境を無視した治水・利水・利用、さらにはそれにまつわる制度の結果として生じたものである。

環境の悪化は、湖周辺、および流入河川周辺の市街化の影響が大きいと考えられるが、この表現では河川管理に問題を特化しているように受け止められるため、再考をお願いしたい。

3 河川・湖沼系に関する計画策定にあたっての基本的な考えかた (- 1 - 8)

3-1 価値観の転換 (2) 流域全体での水需要管理へ

節水行動を進め、湯水のある程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へ転換する。

莫大な下流負担金のもと琵琶湖総合開発が進められたという事実のもと、湯水のある程度受容することに対する下流住民のコンセンサスを得るための方策について幅広い議論を進めていただきたい。

4 主な施策別の計画および整備の方向性 (- 1 - 12)

4-1 琵琶湖の水位管理について

(2) 自然環境・生態系への影響を踏まえた管理のありかたについて検討すること

これまでの水位管理は、自然環境や生態系に深刻な影響を与え続けてきていることに鑑み、第一歩として、以下の事項を検討すべきである。

水位管理による影響については、琵琶湖のみならず、下流支川（淀川や淀川から導水している寝屋川流域河川等）への影響もご検討いただきたい。

淀	115	大阪府土木部河川室	自治体
---	-----	-----------	-----

1 現状と課題・問題点

1 - 1 淀川水系流域委員会淀川部会で取り扱う範囲 (- 2 - 2)

本水系の河川にあっては、水源から大阪湾にいたる上下流の縦断方向の関係・連続性および堤内と堤外との横断方向の連続性、流入流出するすべての河川および水路との関係を切り離すことは出来ない。こういった点を考慮し、影響あるいは関係があると考えられる事項については直轄管理区間以外も検討の対象とした。

大阪府が策定する支川・派川に係る河川整備計画の内容について尊重されたい。

2 - 1 川づくりの基本的な考え方の変革 (- 2 - 7)

安全神話・他人まかせからの脱却

高規格堤防の完成には莫大な経費と長い年月が必要であり、現実的な対応も考慮しなければならない。

高規格堤防が現実的な対応でないというわけではないので、『現実的な対応も考慮』は、『種々の堤防強化策やソフトも含めた当面の対応』などの表現が適していると思われる。

2 - 1 川づくりの基本的な考え方の変革 (- 2 - 7)

水の供給管理から需要管理へ

河川に関わる諸権利の見直し

河川管理者のみで決められない複数の管理者・関係機関が関与する事項については、より具体的な方法が提案されるよう、さらに詳細な議論を重ねていただきたい。

2 - 1 川づくりの基本的な考え方の変革 (- 2 - 8)

水量管理から水量・水質管理へ

河川管理者だけではなく、流域全体で管理するシステムづくりについて検討が必要と思われる。

2 - 2 計画・施策の考え方等の変革 (2) 利水 (- 2 - 9)

水質基準達成から総負荷量規制へ

河川水の汚濁問題は下水道事業の進展によりやや改善の兆しが見られるものの、微量有害物質や環境ホルモンなどが新たに問題になるなど、深刻な状況にあることに変わりはない。

より安全な飲料水を確保するためにも、単に所定の水質基準の達成を目標とするばかりでなく、あらゆる汚染源を対象とした対策を講じるとともに、河川に排出される総負荷量を本川・支川ごとに規制する。

流域全体で負荷量が規制されることは賛成であるが、特に中小河川においては、河川管理者が流域全体の責務を負う事は不可能であり、責任の限界についても明確に表現していただきたい。

2 - 2 (3) 利用 (- 2 - 10)

水面の自由使用から秩序ある使用へ

河川水面は自由使用が原則とされているが、水上バイクやプレジャーボートによる利用が増えるにしたがって、水上事故ばかりでなく水質汚染の危険性も懸念され、またカヌーや筏下りなど多様な利用の増加が予測されることから、秩序ある使用を目指した規制が必要である。

また、舟運の復活への対応も考慮しておく必要がある。

- ・ 水面の秩序ある利用や、高水敷の適正な利用という観点から規制が必要と言うことは理解できるが、舟運の振興や水辺の賑わいの創出という観点から、規制緩和の視点も必要と考える。

特に舟運に関しては、防災船着場の平常時における利用、京都～大阪間の水上アクセス・観光ルートの創設など積極的な位置付けをお願いしたい。

高水敷の適正な利用へ

高水敷には河川独特の自然が展開されており、生物も含めた流域全体の共有財産であることを忘れてはならない。下流域の高水敷は国営の河川公園として多くの人々に利用されているが、本来堤内地に設けられるべき運動施設の設置はあくまで暫定的なものであり、「河川でしかできない利用」を優先すべきである。

- ・ 都市区域における河川空間は地域住民にとっては、貴重な自然空間であるとともに、憩い、安らぎの空間でもある。高水敷の利用は、ゴルフ場など営業目的で利用されている物は排除されても、その他の施設は河川自身も都市施設としての認識に立ち利用が認められて、当然である。

3 - 1 (1) 洪水災害対策 2) 洪水調節 (- 2 - 11)

ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない。他の工法の採用が困難で止むを得ず採用する場合は、自然環境について十分な配慮をしなければならない。

- ・ ダムによる洪水対策によらなければならない場合があること（特に日本は急流河川が多いことなど）
- ・ これまで果たしてきたダムの一定の役割もあること
- ・ 利水開発上、ダムに頼らざるを得ない場合、治水機能も持たす事が、効果的な場合もあることなどから、治水計画を考えるうえでは、当然、ダムも治水対策の手法の1つとして、検討の対象とすべきであり、その上で、対策手法を選択するときは、環境に対する影響等も含めた総合的な検討による判断がなされるべきであって、当初から、検討の対象外とするのは、論理的ではないと考えられるため十分な議論をお願いしたい。

3 - 1 (1) 3) 狭窄部 (- 2 - 11)

- ・洪水調節機能の面からも自然景観保全の面からも、狭窄部の開削は避けなければならない。

狭窄部の開削を行わないと、上流部だけに負担を強いることになり、治水上のバランスを欠くと考えられ十分な議論をお願いしたい。

3 - 1 (3) 高潮・津波対策 1) 高潮対策 (- 2 - 12)

- ・越波による浸水の拡大を防ぐための排水施設の設置が必要である。

越波による浸水の拡大を防ぐための排水施設は過大投資と思われるため、B / C など十分な検討をお願いしたい。

3 - 2 利水 (3) ダム等の水利施設 (- 2 - 14)

- ・ダムがいったん建設されると、その影響は不可逆的で、短期に解消することは不可能である。また、想定されている水需要は、将来の人口減少や水需要管理の努力の結果、不十分なものとなる可能性がある。このようなことをふまえ、たとえ水需要をみだしきれない事態が起こる可能性が短期的に高まっても、それが深刻なものにならないと考えられる限りは許容する、といったことも含むさまざまな代替策も考慮したうえで、ダムによる新規水源開発の必要性を再検討する必要がある。

- ・ダムや堰等の水利施設の操作管理について情報公開を行うとともに、総合化・統合化に努めて、現有施設についても管理コストの縮減をはかり、「無駄のない管理」を徹底する。渇水、水質事故等に対する危機管理の面から、一河川からの水源に頼るのではなく、他河川による水源の分散も重要と考えており、検討をお願いしたい。また、「ダム = 自然破壊」を前提とした表現は、先入観を与えるため、その表現については十分検討されたい。

3 - 3 利用 (1) 河川空間の利用 3) 高水敷利用 (- 2 - 16)

- ・一部の人や団体等による排他的利用は認めるべきではない。

都市区域における河川空間は地域住民にとっては、貴重な自然空間であるとともに、憩い、安らぎの空間でもある。高水敷の利用は、ゴルフ場など営業目的で利用されている物は排除されても、その他の施設は河川自身も都市施設としての認識に立ち利用が認められて、当然である。

4 - 3 男女共同参画の推進・社会的弱者への対応 (- 2 - 26)

(2) 高齢者・ハンディキャップをもつ人と川

- ・あらゆる人々が等しく川に親しめる空間を創出することが必要である。

高水敷の自然的利用と矛盾が生じ易い表現となっているため、修正すべきではないか。

4 - 5 市民参加等による新しい河川管理の導入 (- 2 - 30)

(1) 河川レンジャー(仮称)、流域センター(仮称)の設置検討(以下(仮称)省略)

1) 河川レンジャー(仮称)制度創設について

河川レンジャーの役割・機能

河川レンジャーの役割・機能として次に掲げるようなものを提案する。

防災・環境・河川管理など多く分野にわたる役割があるとしているが、あえて河川レンジャーという制度を設けるにあたっては NGO などの各種団体の協力を十分に考慮し、長続きする活動となるようご検討をお願いしたい。

4 - 5 (1) 2) 流域センター制度の創設について (- 2 - 32)

流域センター創設の意義

河川レンジャーの活動として、流域センターを創設するという案については、単に箱物を建築して、OB を常駐させるといった、従来型の無駄な施設にならないような工夫が必要である。

建設・運営費についても、府県や地元市町村に一部負担を課すのではなく、広く住民などからの寄付を募って行うこともご検討をお願いしたい。

猪	115	大阪府土木部河川室	自治体
---	-----	-----------	-----

(全体として)

唐突に方向の転換が謳われており、困惑を受ける。現在の流域の発展は治水対策に因るところもあり、方針を転換する必要性について十分な議論をお願いしたい。

2. 理念、目標 (2) 目標と将来像 (- 3 - 12)

図 育む力のある川

- ・「川からまちづくりを変える」のイメージをさらに明瞭に打ち出されたい。
- ・「十分な河道幅を持ち川が自由に流れることのできる川」をつくるための具体的な方策についてさらに検討していただきたい。

3 - 2 災害への対応と防災意識の向上 (2) 対応方向 (- 3 - 14)

- ・狭窄部については原則として開削は行わず、狭窄部上流の浸水対策を行うことが望ましいが、開削を行う場合と行わない場合において複数の選択肢を想定し、下流部の洪水時の被害状況や整備コストの比較を行うべきである。

狭窄部の開削を行わない事とは、上流域の河道整備が行えないこととなり、猪名川流域全体での治水安全度の統一が図れず、地域差が生じるなど、住民に対し洪水の危険性について情報提供や対応の啓発は困難であり、十分な検討が必要と思われる。

については、猪名川流域の河道における治水安全度を、ある一定のレベルまで統一し、その中で住民に理解を得る必要があると考える。

3 - 3 自然環境の保全・復元とそれに連携した河川敷利用 (- 3 - 15)

(2) 対応方向

- ・当面はゾーニング等により都市的利用と自然的利用のバランスを図り、都市的利用である運動公園などについては堤内地へ戻す。

河川敷における公園は、自由使用が原則の河川区域において、障害者・高齢者も含めて安心して利用できる空間として、また、その利用者の多さからも都市には重要な施設である。今現在の姿が、一定の住民理解の上に成り立っており、市街化区域内を流れる河川の高水敷の都市的利用のニーズについては十分に検討する必要があると考える。

委	116	大阪府環境農林水産部 環境指導室 事業所指導課 調整 G	自治体
---	-----	------------------------------	-----

部会名、ページ、項目	意見
委員会，P11，4-2 利水(3) 安全な水質の確保	<p><u>窒素やリンの負荷量は確実に増え続けるとあるが、その明確な根拠は何か。</u></p> <p><u>化学物質等</u> の流入抑制と監視強化とあるが自治体の責務がどこまであるのか、又、その実態についてどうなっているのかをまとめる必要がある。</p>

部会名、ページ、項目	意見
<p>淀川部会， P 5， 1-3 淀川流域の問題点， 表 2</p>	<p>環境 - ・水質汚濁、底質悪化…… ・内分泌攪乱物質、ダイオキシン等…… (以下 ， とする) については、過去のデータ分析と浚渫等による対策が考えられる。但し現状を正確に把握し、その対策の必要性を検討することが必要。 については実態を把握しにくいと思われるが、今後の対策について、小委員会を設置して、学識経験者の意見を拝借してはどうか。いずれにしても社会的ニーズに応えるべきである。</p>
<p>淀川部会， P 6， 2 流域整備の変革の理念</p>	<p>変革の必要性は何となく把握できるが、抽象的な記述であることから具体的施策がよくわからない。又、国民はこのような認識を持つ必要性を感じているか不明である。</p>
<p>淀川部会， P 6， 2-1 川づくりの基本的な考え方の変革</p>	<p>スーパー堤防の評価はどうか。</p>
<p>淀川部会， P 7 水質管理から水量・水質管理へ</p>	<p><u>あらゆる汚染源を対象として</u>とは、水濁法対象外のものという意見でしたら法改正の論議となる。 法対象という意味なら日平均排水量 50m³ / 日以上の事業場に対して総量規制がかかっていることからこの記述はおかしい。</p>
<p>淀川部会， P 8， 2-2 計画・施策の考え方等の変革 (2) 利水 水質基準達成から総負荷量規制へ</p>	<p>環境ホルモンについて発生源の特定は非常に難しいと思われるが、規制方針を明記したガイドラインを作成していく等、具体の法的な施策がない限り、自治体としては規制できない。</p>

部会名、ページ、項目	意見
淀川部会 , P 13 (2)水質管理	<p>大阪府において有害物質の規制については上水道水源地域について、上乘せしており、一般地域と比べて厳しい規制を行っている。</p> <p>ピコレベルの微量の有害物質についても高度な水質環境基準を設定する根拠が不明である。</p>
淀川部会 , P 14 (4)水源地の保全	<p>廃棄物不法投棄が増加する中、監視体制強化は当然必要となってくる。定期パトロール、不定期パトロールを行いつつ継続することにより、対処していくことが良いのではないかと。</p> <p>又、住民の監視も不可欠となってくると思われる。</p>
淀川部会 , P 18 , 3-4 環境 2)水質	<p>流域各地に急増した産業廃棄物処分場、ゴルフ場排水に対する排出規制を法制化する方向をまず検討すべきではないかと。</p>
工場廃水	<p>大阪府においては一般項目については30 m³ / 日以上の上乗せ、健康項目については水量は関係なく規制されている。</p> <p>又、30 m³ / 日以下の小規模未規制事業場においても立入検査を行い、状況の調査にあたっている。</p>

琵琶	117	大阪府健康福祉部 環境衛生課 水道・調査G	自治体
----	-----	-----------------------	-----

部会名、ページ、項目	意見
<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖部会 ・ P 8 ・ 3 - 1 (2) など 	<p>意見なし</p> <p>ただし、『「 濁水」の受容（受忍）について』はその程度が問題であり、慎重に議論されたい。</p>